

議案第47号

つくばみらい市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例


つくばみらい市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年つくばみらい市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月29日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

設備運営基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童クラブに配置する「放課後児童支援員」は、都道府県知事だけでなく指定都市及び中核市の長が行う研修を修了したのもも認定対象とするため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年つくばみらい市条例第27号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事_____</p> <p>_____が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>